

○新井主査 皆さん、こんにちは。主査の新井です。

定刻となりましたので、ただいまから「成年後見制度利用促進専門家会議 成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループ」の第1回を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、かつ、大変暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

次に、本日の委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○金久保成年後見制度利用促進室長補佐 事務局から、本日の委員の出席状況等について報告いたします。

本日の出席状況につきましては、瀬戸委員から御欠席の御連絡をいただいております。

また、高橋委員の代理として、茨城県水戸市福祉部調整監の小林様に御出席いただいております。

なお、青木委員からは15分～30分ほど、住田委員からは30分ほど遅れての御参加となる旨伺っております。また、野澤委員からは、参加できても遅れての御参加となるとともに、その場合でも16時半から途中退席となる旨伺っております。

また、本会議は、こちらの会場とウェブ会議システムを併用して開催しております。委員の皆様による意見交換の際に御意見がある場合は、会場に参加されている方は挙手を、ウェブ会議で参加されている方は、画面下部にある「リアクション」というボタンの中の挙手ボタンを押して挙手をお願いいたします。御発言が終わりましたら「手を下ろす」ボタンをお願いできればと思います。

報道関係者におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。これ以後の録音・録画は禁止とさせていただきますので、御留意ください。

事務局からは以上となります。

○新井主査 それでは、議事に移ります。

本日は3つの議題があります。それぞれ関係省庁等から現状の取組等を説明していただいた後、意見交換を行います。

初めに、議題1「改正後の補助に係る各審判を適切に選択・利用可能とするための対応」についてです。

資料1について、法務省から説明をお願いいたします。

○波多野参事官 法務省民事局参事官の波多野でございます。

議題1に関しまして、法務省民事局からお配りしております資料1に沿って説明をいたします。

改正後の成年後見制度の適切な運用に関しまして、議題1との関係では、法定後見制度の利用の開始と終了について、改正後の制度はどのようなものかということを御説明させていただき、制度の利用開始・終了の場面での運用に関する御議論の前提となる情報提供

をさせていただきたいと存じます。

では、資料をおめくりいただきまして3枚目、カラーの図があるところでございますけれども、このページでは法定後見制度の見直し（枠組みの概要）と書いてあるものでございます。現行制度から見直し後の制度がどのように変化したのかということの概要をお示ししております。資料の上段が現行の制度でございまして、下段が見直し後の制度でございまして。

現行の制度は、御案内のとおり、制度を利用する方の判断能力、民法の規定上は事理弁識能力と規定されておりますが、これに応じまして補助、保佐、後見と、利用する制度は画一的に法定されているというものでございます。改正法では、このうち保佐・後見の制度を廃止しまして、補助の制度の適用範囲を判断能力が不十分な方全てに拡大して、補助制度に一元化をしています。

現行の制度において法定後見制度を利用しようとする場合には、本人が判断能力を欠く常況にあるというときには、一番右側の後見の制度を利用するしかなく、後見人には包括的な代理権が付与されるということになっておりますので、後見人に代理権を付与する仕組みなのか、取消権を付与する仕組みを使うのかという選択をするということもなく、また、代理権の内容につきましても、どのような代理権の付与を求めるかということについて、代理権を特定して申立てをする必要はなかったというところでございます。

これに対しまして、下段のほうの見直し後の制度ですが、今回の民法等の改正では、法定後見制度の利用を本人にとって必要な範囲にするという観点から見直しがされまして、見直し後の制度では、本人が判断能力を欠く常況にあるという場合であっても、補助人に特定の行為について代理権を付与する制度を使うのか、家庭裁判所が定めた特定の行為について補助人の同意を要するという制度を使うのか、またはその両方を使うのか、さらには判断能力を欠く常況にある本人に関しましては、法定の重要な財産行為をいずれも取消し可能とするという特定補助の仕組みを使うのかと、こういうものを選択し、申立てをしていくという必要があることとなります。

このように、改正法の下では、包括的な代理権を廃止したことなどに伴いまして、申立人において、本人の利用動機に応じて補助人に付与する必要な権限を選択し、申立てをしていただく必要があるということになります。

資料を1枚おめくりいただきまして、4ページ目でございます。

改正後の補助の制度におきましては、本人にとって必要な範囲で法定後見制度を利用していただくことを可能にするということにしておりまして、民法の規定上は補助に係る各審判の要件として必要性の要件というものを設けているところでございます。そこで、補助に係る各審判を適切に選択して申立てをしていただくには、この必要性の要件について御理解いただくということも重要かと思えます。

必要性の要件が問題となる主な場面としまして、下の※のところに書いておりますけれども、補助人に代理権を付与する旨の審判、補助人の同意を要する旨の審判、特定補助人

を付する旨の審判というように、審判をする場面、申立人の側からすると申立てをする場面というものがございます。いずれも民法の規定上は「必要があると認めるとき」という同じ文言を使っておりますけれども、それぞれ検討すべき事情が異なると解されると整理がされていると理解をしております、法制審議会の部会における議論や国会における法案審査における質疑の内容の範囲で整理をしたところにつきましては、資料5ページ目以降に記載をしているところでございます。

資料は1枚おめくりいただきまして、5ページでございます。

例えば代理権付与の審判に関する必要性の要件について、どのような議論がされているかというところでございますが、特定の法律行為について、その法律行為をするか否かを検討する必要があること、そして第三者によって法律行為をする必要があることを内容とする、との議論がされてきたところでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、6ページ目でございます。

見直し後の成年後見制度においては、包括的代理権を有する者が存在しないということになります。他方で、本人の状況によっては、補助の制度を利用する動機となる法的課題との関係で、複数の代理権が必要であるという場合もあると思われます。1回の申立てによって複数の代理権の付与を求める、申立てをすることも可能でございますので、そのような場合は、通常は1回の申立てによって複数の代理権の付与を求めるという申立てがされるのではないかと考えられますけれども、そのような複数の代理権の付与を求めることができるということが周知されていない、理解されておられませんと、代理権ごとに、五月雨に申立てがされるということもあり得ますので、申立てをされる側において、必要な権限を適切に選択して申立てをすることができるようにしていく実務上の取組が重要であると考えられるところでございます。

資料7ページ、8ページは、先ほど申し上げました補助人の同意を要する旨の審判の必要性和特定補助人を付する旨の審判の必要性について記載をしているところでございます。

資料9ページ目にお進みいただきまして、終了の場面でございますが、補助の制度の終了について、見直し後の制度では、補助の制度に一元化をし、また、補助に係る各審判は、本人の判断能力が回復した場合のほかに、本人の判断能力が回復していなくても必要がなくなったと認めるときには取消しをすることができるということにしております。ここでの必要がなくなったと認めるときとの要件は、補助の制度を利用することによる保護の必要がなくなったことを意味しております。

補助に係る各審判の必要がなくなったかどうかは、個別の事案における具体的な事情に則した家庭裁判所の判断によるものでございますけれども、補助に係る各審判をした際の保護の必要性和対照して、本人の精神の状況、生活状況、親族や自治体等からの支援の状況等を踏まえ、その保護の必要性がなくなったかどうかを判断すると考えられます。

補助に係る各審判の必要がなくなった場合の例としましては、遺産分割に対応するために補助の制度を利用して補助人に遺産分割の代理権が付与されたという事案では、その遺

産分割が終了した場合が想定されるというところでございます。

資料10ページ目では、現時点において法務省として予定している周知・広報の内容について記載をしております。

資料11ページ目は、現状・課題などについての整理でございますが、現状は今、御説明しましたところですが、改正法によって本人にとって必要な範囲で制度の利用が可能となり、必要がなくなれば制度利用を終了することが可能になったというところでございます。

課題としましては、本人の自己決定をより尊重するという改正法の趣旨を踏まえた上で、本人の保護が不十分にならないように、適切に制度が利用される必要があるという点が挙げられると考えられます。

そこで論点としまして、改正後の補助に係る各審判を適切に選択・利用可能とすることに向けて、効果的な周知・広報を行うことを含め、どのような対応が求められるかという点を提示しております。

法務省からの説明は以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

これから意見交換に移ります。活発に御意見、質問などがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。

○中野委員 成年後見センター・リーガルサポートの中野でございます。意見として申し上げます。

改正後の補助に係る各審判を適切に利用可能とするためには、制度利用開始時における必要性の適切な判断、権利擁護支援に携わる関係機関・専門職の連携強化、特定補助の制度趣旨に関する周知・広報、新制度に対応した申立書式・診断書等の整備を進めることが必要であると考えます。

今回の法改正については、いわゆる終身制の廃止とか、スポット利用といった表現で注目されることが多く、保護の必要性がなくなった場合に制度利用を終了することはある程度周知されているように思われます。

一方で、制度を開始する段階において、本人に制度利用の必要性が認められることが前提であることについては周知されているとは言い難く、今後十分に広報することが重要であると考えます。

現行法では、特に後見類型において、包括的な代理権を前提として制度利用が進められることがあり、必要性が十分に検討されない場合があります。しかし、改正後は、本人に必要な範囲で補助制度を利用する仕組みとなることから、制度利用前の権利擁護支援の方針を検討する段階において、福祉・行政・法律専門職など多様な主体が連携し、本人の状況や支援の必要性を十分に検討した上で制度利用を判断する仕組みを充実させることが求められます。この仕組みは、法改正を待たずに、現状においても実施していくことは可

能ですし、次期基本計画にも重点的に盛り込む必要があると考えます。

また、特定補助については、7月13日の専門家会議でも意見が出ていたところですが、現行の後見類型の延長として理解されることのないよう、その制度趣旨や利用場面を関係者に丁寧に周知し、誤解のない運用を図ることが必要だと考えます。

あわせて、中核機関を経由しない親族等からの申立ても少なくないことから、広く国民に向けた周知や広報をすることに加え、申立てに関与する弁護士、司法書士等の専門職の連携や、福祉関係者に対する周知・広報も重要であると考えます。

また、裁判所においては、申立書、診断書及び本人情報シートについて、新制度に対応した見直しを行うことが必要であると考えます。例えば特定補助人を付する旨の審判の必要性を判断するため、診断書に本人が外形的に法律行為と見える行為を取る可能性や不利益な重要財産の行為を行う危険性について、本人の特性や症状を踏まえた医師の意見を記載できる欄を設けるなどで、申立人及び裁判所が必要性を適切に判断する資料となることが期待できると考えます。

裁判所への御質問ということで、申立書、診断書及び本人情報シートについては、新制度に対応した様式への見直しが必要と考えられます。裁判所内部における現在の検討状況及び今後の改訂スケジュールについて、現時点で予定されている内容があれば御教示いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○新井主査 ありがとうございました。

そうしたら、まず質問の部分について法務省からお答えいただいて、その後、周知・広報についての御質問もありましたので、それについてもお答えいただいて、さらに裁判所に関しても質問がありましたので、その順番で取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○波多野参事官 先に周知・広報の関係でございます。

周知・広報につきましては、資料10ページに書いているところは現時点で予定しているものでございまして、一般的なものでございますけれども、法務省のウェブサイトに掲載するでありますとか、ポスター・パンフレットを作成して必要なところに配付するでありますとか、各種研修などにおいてこの制度の内容を説明するなどということを予定しているところでございます。

今、御指摘がありましたように、専門職団体についての理解を深めるということだけではなく、広く国民一般に対してこの制度を分かっていたくことが必要だということかと思っておりますので、それに向けてどのようなことをするのが一番効果的かということ引き続き我々としても考えていかないといけないと思っておりますし、いろいろなお知恵をいただきながら進めていくのかなと考えているところでございます。

差し当たり私のほうからは以上でございます。

○新井主査 ありがとうございました。

中野委員、それでよろしいですか。

○中野委員 ありがとうございます。

○新井主査 逆に、そちらの団体での周知・広報は、何か具体的なことを考えていたらお願いします。

○中野委員 法律が成立して直後ですので、まだまだこれから検討しなければいけないことであると思いますが、リーガルサポートとしても様々な広報を行う予定をしています。例えば法人のホームページに、制度改正に関して、いろいろな立場の方をお招きして、今回の制度についてどのようなお考えかとか、課題なども含めてお話ししていただくような動画を作成し公開しようかということも検討しているところでございます。

また、既に広報の一環で成年後見について解説した小冊子なども作成しているのですが、こちらも新しい制度についてお示しできるような形で、施行までに改訂をしたいと考えております。

あと、会員に対しても、制度の周知や研修などを行う必要があると考えておりまして、会員向けの解説動画を作ったり、様々な立場、例えば学者の先生などもお招きした研修を実施するなど、会員全体がしっかり新しい制度を理解できるような形で準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

そのほかに御意見、質問などがあつたら。

○遠藤第二課長 最高裁判所でございます。

最高裁判所からは、申立書、診断書あるいは本人情報シートなどについての改訂の可否等を含めた検討の状況についてお尋ねをいただいたと思いますので、その点について御回答を申し上げたいと思います。

まず、前提といたしまして、先般、改正法が成立いたしましたして、裁判所としては、先ほど法務省から概略を御説明いただいたような改正法の趣旨や内容を踏まえた適切な運用の在り方を検討していくという段階に入っております。

今般の改正法におきましては、先ほど法務省から御説明いただいたものを含めて、改正に当たって新たな運用の在り方を検討すべき事項は多岐にわたるところでございます、これらにつき同時並行的に検討を進めていくということになりますので、なかなか個々の論点についての検討がいつまでにできて、どういったものをお示しできるかということについて、現時点で明確な予定をお示しすることは困難であるということとはまず御理解をいただきたいと考えているところでございます。その上で、今、中野委員から御指摘をいただきました申立書の関係で申し上げますと、申立書式がどのように整理されるかということにつきましては、今申し上げたような今後家庭裁判所においてなされる様々な論点についての運用の検討の状況を踏まえて、家庭裁判所全体として検討していくべき事柄であろうと考えているところでございますが、見直し後の成年後見制度を利用しやすいものにす

るという観点が、そういった運用の検討に当たって重要であるということは私どもとしても承知をしているところでございますので、最高裁判所といたしましても、家庭裁判所でそういった点の検討がしっかりと進むように、本ワーキングにおける御議論、御意見などについても、適時適切に必要な還元をするなどして後押しをしてまいりたいと考えております。

また、診断書及び本人情報シートとの関係でございますが、こちらでも委員御指摘のとおりでございます。いずれも改正法によって新たにできた法の趣旨や内容を踏まえて、その改訂の要否等を検討していくことになると考えておりますが、いずれについても、今後、各家庭裁判所において合理的な運用をしていくに当たって、どのような情報を収集・取得していくのが適切なのかについての検討が進められていく中で、最高裁判所としても、その運用の在り方に見合った形で、本人情報シート等を改訂するかどうか、あるいはその内容などについて検討していきたいと考えております。

そうした意味で、現時点でそれらの書面についていつ頃お示しするという具体的な時期をお示しすることは困難ではございますが、そういったような方向で検討を進め、適時の時期にそれらの書式等を整えました段階ではしっかりとお示しをして、安心して制度を利用していただけるように、最高裁判所としても必要な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

差し当たり御説明としては以上です。

○新井主査 中野委員、それでよろしいですか。

○中野委員 ありがとうございます。

○新井主査 ほかに質問。お願いします。

○久保委員 ありがとうございます。全国手をつなぐ育成会連合会の久保と申します。

周知とか、今の中野委員とちょっとかぶるような質問になりますけれども、実は私どもは利用者団体でございますので、今までも成年後見の研修会を何回かやっているのですが、今現在の成年後見でも、私なんかは、3類型あるのはみんな知っていると思っていました。ところが、その研修の場で講師の先生が3類型あってと説明されたら、へえという声が上がっていきまして、何人か3類型あるということも知らなかったということで私は唖然としたことがありますけれども、まだ今、私の肌感覚ではありますけれども、私たちの会の利用者側のところで、成年後見が見直されて大きく変わるんだということを分かっていない人がいるのですよ。ですから、そこから伝えていかないと駄目なのです。

法務省もウェブサイトでもやってもらったり、ホームページだとかポスター、パンフレットはぜひやっていただきたいのですが、利用者がわざわざ法務省のホームページにたどり着くということはまずないのです。ですから、私たちの中で今もう研修やりましょうやりましょうという話になっていますので、私が説明するよりも、もっとちゃんと説明できる人来ていただいて、ちゃんと説明していただけるというような、そういうことは可能ですかということが一つです。

全国的に、全国の都道府県の会長とか、そういう役員をしている者は分かっていますので、研修しなくちゃというのはみんな口々に言っていますので、今年度からたくさん成年後見の研修は組まれていますけれども、そこに私があやふやな説明をするよりも、ちゃんと説明していただける方に来ていただいて、正しい説明をお願いしたいなというのが一つです。

もう一つは本人情報シートなのです。本人情報シートは、私どもの会の中でも、本人の生まれたときからのことを書くサポートファイルというものを各都道府県みんなそれぞれに作っているのです。そのサポートファイルが成年後見に生かせるかどうかというのも一つ私は心配しているところでして、何を押さえておけば成年後見にちゃんと利用できるかなということがあって、本人に身寄りがいなくなっても、親が書いてきた続きを福祉サービスの支援者が書いてくれたとします。しかし、裁判所に本人情報シートが本人のことを上手に伝えられていないと、そのサポートファイルが生きてくると私は、思っているのです。

私は地元で社会福祉法人の理事長をしていますけれども、今現在の御本人を知るだけでは駄目なのです。成育歴というか、そういうものが分かると、その人となりというのが見えてくる部分があるのです。何でこの人はこんなことをするのだろうという、今現在の置かれている環境ではないところの成育歴でそういうふうになってしまうというような方もおられますので、本人情報シートもそうですけれども、今現在の御本人を知るというだけではなくて、どう暮らしてこられたのか、どういう病気を持っておられるのかとか、そういう細かい今までの暮らしぶりを知って初めてその人の全てが大体見えてくるということでもありますので、その辺のところも最高裁判所が作られる本人情報シートと私たちが今持っているサポートファイルと両方合わせて、一つのいい情報源になるかなとは思っていますので、ぜひこういうこともサポートファイルに入れたほうがいいよということも教えていただけたらありがたいなと思っておりますので、その辺のところもまた情報交換をさせていただけたらと思っています。

よろしくお願いします。

○遠藤第二課長 最高裁判所でございます。

非常に貴重な御提案をいただきました。ありがとうございます。

恐らく今、久保委員から御指摘いただいたところは、まさに法律的な要件に落とし込んでいこうとすると、なぜ御本人がそういった保護を必要とするのか、そういった必要性を考えていく上で有益な資料となるのではないかと、そういう御提案であると受け止めました。この点については先ほど申し上げたところではございますが、まずは裁判所の中で、見直し後の制度の中で、必要性を適切に判断するために必要十分な資料の在り方、こういったものをしっかりと検討していく中で、今の本人情報シートのままでよいのか、また今、久保先生に御指摘いただいたような形で、何か新たに加味すべき事情があるのか、そういったことも含めて考えていくことになるものと思います。今の御提言を含む本ワーキ

ングにおける議論についても、適切に各家庭裁判所に還元をして、議論を促進してまいりたいと考えております。

○波多野参事官 法務省、波多野でございます。

いろいろな研修において、法務省の担当者が行って説明をするということも基本的にはできるだけやりたいと思っております。ただ、体が幾つもあるわけではないところがありますので、できる範囲では我々が出向いて説明するということもあり得ると思っております。今回、10ページに書いておりますのも、各種研修などにおいて制度の内容を説明するという事の中には、いろいろなところからお声がけいただきながら説明していくことも含まれているのだらうと思っております

以上です。

○新井主査 久保委員、よろしいですか。

○久保委員 はい。

○新井主査 ほかはいかがですか。

オンラインで参加の小林さん、よろしくお願いします。

○小林代理 補助の開始に当たっては、利用者の状況に応じて、補助人への代理権や取消権の付与等、必要な権限を適切に選択して申立てをすることが求められるようになると思うのですが、市町村長等による申立てにおいては、現場での円滑な運用が図られるように、できれば国において詳細な指針を作成するとか、技術的な支援が必要な市町村が結構あると思いますので、その辺りはどのようにお考えなのかというのを一つお聞きしたいのと、要望といたしましては、可能な限り早い時期に情報提供をいただくとか、研修会の開催をしていただくなどを御検討いただければと思っております。

以上です。

○新井主査 もし質問でしたら、どなたににお答えいただいたらよろしいですか。

○小林代理 技術的な支援ということで、市町村長による申立てを行う際に、直接技術的な支援をいただけるところということになると、法務省さんになるのですか。その辺りをどのように課題として捉えていただけているのかということも含めてお聞きできればと思うのですが。

○若山認知症施策・地域介護推進課長補佐 厚生労働省老健局でございます。

市町村長申立ての関係、高齢者の関係は老健局で、障害者の関係は障害部でそれぞれ担当しております。

現在も、市町村長申立てのうち、補助とか保佐であれば、代理権の指定などを行って、申立てをいただいているのかなと思っておりますので、基本的にはやり方としてはそこまで変わらないのかなとは思いつつ、一方で、これまでは後見が主であったというところもありますので、市町村によっては、今までそういった補助の申立てはやったことがないといったようなところもあるのかなと思っております。

今回の見直しによって、市町村長による申立てに限らず、ほかの申立ての在り方も様々

変わってくると思いますので、そういったところも踏まえて、併せて市町村長の申立てについては今も通知で基本的なフロー等をお示ししているところがございますので、その見直し等も含めて、在り方については検討していきたいと思っておりますし、今、御意見いただいたとおり、なるべく早くというご要望については我々も承知しておりますので、関係機関と調整しながらなるべく早くそういった取扱いについてお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

よろしいですか。

○小林代理 一言よろしいでしょうか。

現実的に市町村で行うケースというのは、今まで包括的代理権の絡んだケースがほとんどで、代理権とかそういったものを選択するということで対応してきているケースというのは非常に少ないと思うのです。市町村の場合は本当に担当者も限られた人数で、いろいろな業務を兼務しながらやっているところなので、市町村長申立ての部分でできれば特化したような研修会みたいなものをしていただけると担当の者としては安心かなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○若山認知症施策・地域介護推進課長補佐 厚生労働省老健局です。

御意見は承りました。今も市町村長申立てに関する通知も出しておりますので、その改正等といった形できちんとやり方についてはお示ししていくということを考えております。

あわせて、市町村長申立てについては、このワーキングの2回目でも論点としてお出ししておりますので、またその中でも議論を深められればと思っております。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

そのほかに御意見があるようでしょうか。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 遅れて参加しまして申し訳ございません。若干最初の議論を聞いていない中の発言になることをお許してください。

最初の議題に関しての意見になりますけれども、既に出ているところとも関係しますが、まずは具体的に今回改正によって制度利用する必要があるかどうかということのいわゆる見極めのアセスメントから、必要になったときに具体的な必要性をどう考えるとか、本人の同意を取るというのはどのように取っていくのか。場合によっては、追加の申立てをする場合にはどうなるかということの申立てに当たって、あるいは追加の申立てに当たって、そのようなことがしっかりと評価・検討された上で申立てをする。それにふさわしい資料も裁判所に提出をするということがあって、初めて裁判所において具体的な必要性や本人の同意をしっかりと確認した上での制度利用につながるということになると思ってい

ます。

そういったことが抽象的に理解できるだけではなくて、具体的なモデルケースなどを中心として、実際の手順や具体的な検討の仕方も含めたものが申立てをする側の皆さんに十分に周知をされていくということが非常に前提として重要だと思っています。そういう意味で、具体的な架空の事例も含めたモデル的なものも含めたシミュレーション、そして具体的な必要性の判断や本人の同意の取り方に関するイメージが湧くようなものをおつくりいただき、市町村申立てについてのお話がありましたが、市町村申立ての部署だけではなくて、中核機関や担当する部署、それから場合によっては社協さんとか専門職団体の各専門職も含めて、それを国研修としてしっかりと共通認識にできるようなツールとそのツールに基づく研修を当初の何年間かは継続して行っていく必要があるのではないかと思います。

そういう意味で言えば、そういった共通認識ができるような素材づくりをまずは早急に着手した上で、次年度以降になると思いますけれども、具体的な研修を検討していくということになるのではないかなと思っています。

これは次の議題にも関わりますけれども、本来は開始以降の継続的な必要性の評価をどうするかとか、必要性がなくなった場合の評価をどうするかとか、終わらせるときの手順はどうするかということも、具体的なイメージづくりということが必要という意味では共通の課題かなと思っています。

そういうことをしていくに当たっては、市町村長申立てにおいてはどのような体制が要るのかとか、市町村長申立てはないけれども本人申立てに当たって中核機関や専門職の皆さんはどういった役割を果たすべきなのかとか、チーム支援がどこでどのように入っていくのかというようなことの具体的に求められるモデルを達成するための体制づくりに関して次に検討が必要だと思っていて、これも今3つに整理されている中核機関の機能を再度それに即して整理をした上で、具体的な体制づくりを提案するというのも第三期基本計画においてはとても大事なことになるのではないかと思います。

市町村申立てにおいては、例えば受任調整会議や審査会の会議等を新しい制度に合わせてリニューアルしていくという作業が不可欠になりますし、おっしゃったような限られた職員でやっているというところをどのようにして連携をして、適切な申立てにつなげるための体制をつくっていくかという検討も要ると思います。それから、市町村申立て以外にも、本人申立てを具体的にどのようにうまく進めていくとか、親族の人が申し立てるものについても、家庭裁判所に不十分な情報だけが行かないように、親族申立て事案についてもどのような支援体制をつくっていけるのかというようなことも大事な論点になるのではないかなと思っていて、それぞれの体制づくりについてここでも意見をいただき、計画にも盛り込んでいって、それを具体的にどう体制づくりや研修に落とし込むのかという検討をする必要があるのではないかと思います。

実際の研修については、体が幾つあっても足りないというお話もありますように、国としての一定のレベルの共通の研修を数年間展開していただいて、それを踏まえて各都道府県や市町村にも下ろせるような形はどうしても必要なのではないかと思いますし、例えば今の段階ですと、まだ家庭裁判所の具体的な書式や診断書も定まっていない中でできること、少し抽象的にはなりますけれども、モデル的なものをお示しするということができますし、来年になればさらに具体的な診断書なども定まってきた段階でできること、最終年の令和10年においては、さらにもっと具体的な手順でできることというのがだんだん煮詰まってくると思いますので、その都度それに応じた研修を展開したり、対象者も最初はコアなところの研修でしようけれども、研修の対象を徐々に広げていっていただくとか、そういった系統的な研修の計画も必要なのではないかと考えているところです。

いろいろお話ししましたが、今のところ1について持っている問題についてお話をいたしました。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかに質問なり御発言はございますか。

上山委員、お願いします。

○上山委員 ありがとうございます。

まだ新制度が施行されていない状況ですので、あまり具体的なことは申し上げられないのですが、差し当たり2点に絞って申し上げておきたいと思います。

一つは、冒頭の波多野参事官の御発言と関係するのですが、権限の出し入れに関わる運用をどのように適正に行っていくのかというのはとても大事な問題になるのだろーと思っています。今回の改正の目的である柔軟な利用、あるいは法的に言えば必要性の厳格な判断が求められている一方で、実際の権限の出し入れに当たっては、申立人側にも申立て費用のコストがかかりますし、当然その審判を行う裁判所側にもコストがかかるわけです。そうした申立て側、それから社会全体のコストと今回の改正の理念との折り合いをどういうふうにもうまくつけていくのかということを考える必要があるのだろーと思っています。

これは法制審議会の場合でも少し意見が出たことかなと思うのですが、特に権限の追加が必要になった場合、それも比較的短期間の間に権限追加の必要性が生じたような場合に、前回の審判時に提出された資料等を使い回すと言うと非常に言葉は悪いのですが、申立人側のコストを下げるために一定の範囲で活用するような運用は検討する必要があるのではないかと感じています。

もう一点は、先ほど水戸市のほうから関連する御発言がありましたけれども、恐らく現在の市町村申立てについて言うと、補助の場合は本人申立てができることもあいまってか、補助類型を市町村が申し立てるケースは皆無ではないとしても、かなりレアケースであろうと思います。必要性の有無を丁寧に判断して、当該事案における代理権・同意権の範囲

を適切に確定する役割は、制度の立てつけ上、申立人側に期待されているわけですが、現実問題として、これまで基本的に後見類型の申立てが中心であった市町村申立てにあっては、具体の事案において、法律的な視点を踏まえた上で権限の範囲を限定して申し立てていくというのはなかなか難しいところもあるかと思いますので、この点については市町村に対する支援の検討を含めて、施行までの間に十分な準備をすることが必要だろうと私も感じております。

以上です。

○新井主査 上山委員、ありがとうございました。

特に何か回答は必要ないということでしょうか。それとも、できればどこかの部署に回答を求めるという趣旨だったでしょうか。

○上山委員 いえ、現段階では意見として申し上げただけですので、特段の回答の必要性はございません。

○新井主査 では、それをちゃんと受け止めて対応するということにしたいと思います。

ほかに発言。

青木委員は挙手されましたか。

○青木委員 先ほど申し忘れましたので、よろしいですか。

○新井主査 どうぞ。

○青木委員 先ほどの件に絡むのですけれども、そういったことがしっかりとできる体制の中で、地域権利擁護相談支援センターの中で、専門相談も含めた相談体制を充実させるということは極めて重要であって、これについては今のKPIを見ていると、中核機関と言いますけれども、中核機関があっても専門相談とか相談支援体制が組めているところは半分ぐらいという中で、代理権とか同意権とか新しい制度について十分に周知していない現場において適切な相談ができる体制をしっかりとつくっていくということが当面非常に重要になるのではないかと考えていまして、市町村長申立てに関してもバックアップ体制が必要だと思っていまして、場合によっては、中核機関が行う専門相談とは別に、都道府県等が市町村の対応について助言ができるような専門職アドバイザーみたいなもの、今も養成していますけれども、そういったアドバイザーの活用とか、場合によっては国レベルで今のK-ねっとのようなものをもう少し拡充して、それを助言、対応できるような日常的な相談体制とか、そういうバックアップ体制を走り始めてしばらくの間は置くような体制づくりも含めて大事ではないかと考えています。

以上です。

○新井主査 ありがとうございました。

そうしたら、特に回答とかコメントは必要ないということでもよろしいですね。

○青木委員 はい。

○新井主査 それでは、先に進みたいと思います。

次は、「補助終了に向けた権利擁護支援の役割」について取り扱いたいと思います。

資料2について、まず厚生労働省のほうから説明をお願いしたいと思います。

○占部成年後見制度利用促進室長 厚生労働省でございます。

論点2「補助終了に向けた権利擁護支援の役割」という論点に関連しまして、資料2-1について御説明をさせていただきます。

2つ目の論点につきましては、1つ目の論点において、法務省の資料の中で「必要性の消滅による制度利用の終了」と書いてありましたが、それに関連して、終了の判断を行う家庭裁判所と福祉行政との間で、新たにどのような形での連携が必要となるのかという観点から御議論いただくことを念頭に置いた論点となります。

前提として、まず現状の福祉行政と家庭裁判所との連携に係る現状について、資料2-1の2ページ以降に記載しています。

第二期基本計画においては、権利擁護支援を行う3つの場面における支援機能を強化するために、家庭裁判所との間での相互理解を図ることや、後見人等の受任イメージを共有することなど、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することが求められるなどとしています。

2ページでは、中核機関を整備済みの市町村における個別事案の連携先として、家庭裁判所と連携ができると回答している市町村が7割弱に上っております。

3ページでは、協議会を設置済みの市町村のうち約半数において、家庭裁判所がオブザーバーとして参加をしております。

4ページのとおり、家庭裁判所との連携が協議会の検討内容となっているのが半数弱という状況でございます。

続いて5ページですけれども、市町村・中核機関と家庭裁判所との情報の連携という観点からは、適時適切に連絡可能な双方向の仕組みですとか、意見交換会等の連絡調整の仕組みといったようないずれについても整備していると回答している市町村は、現状、全体の5%程度という状況でございます。

続いて6ページ以降は都道府県と家庭裁判所との関係でございます。

協議会を設置している都道府県のほとんどで家庭裁判所がオブザーバーとして参加をしております。また、協議会を設置している全ての都道府県において、家庭裁判所との何らかの連携が図られており、その具体的な連携内容につきましては7ページのとおりです。主には制度利用者数に係る情報共有が中心となっているというのが現状でございます。

8ページ以降は、都道府県による市町村支援という観点から、圏域単位での協議会に家庭裁判所がオブザーバー参加しているか、また、都道府県において市町村からの相談窓口を設置している場合に、家庭裁判所と意見交換あるいは相談ができるようなネットワークを構築しているか、また、体制整備のアドバイザーを設置して、市町村支援を行う際に家庭裁判所との連携に関する助言を行っているか等々について記載をしています。

以上が市町村や都道府県と家庭裁判所との連携に関する現在の概況でございます。

続きまして、個別事案についての情報の連携ということで申し上げますと、先ほどの論

点でも言及がありましたが、本人情報シートの活用というものがございます。本人情報シートにつきましては、医師の医学的判断の参考資料として活用されるとともに、申立て前の成年後見制度の利用の適否に関する検討資料に利用されるほか、家庭裁判所における成年後見人等の選任のための検討資料としても活用されております。

12ページを御覧いただきますと、申立ての準備から後見人等の選任までのプロセスにおいて、診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制を構築しているという市町村が全市町村のおおむね半数程度となっております。

本人情報シートについては、第二期基本計画におきまして、必要に応じて診断書や本人情報シートなど申立てに必要となる書類等の収集や申立書に記載する情報の整理など、関係機関が適切に役割分担して対応することとされております。

これら現状の市町村と家庭裁判所等の連携の状況ですが、今回の成年後見制度の見直しを見越しまして、家庭裁判所と市町村との連携については、特に後見人等の選任・交代・終了等の審判に際して市町村がどのような対応を行うことが求められるかという観点から、昨年末に取りまとめられました社会保障審議会福祉部会の報告書において一定の整理を行っているところでございます。

すなわち、市町村は家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了等の審判に当たって意見を求められた場合には、必要な範囲で適時適切に応答を行うということを16ページの福祉部会の報告書の抜粋の中に記載をしています。

ここで適時適切にという言い方をしておりますけれども、これについては家庭裁判所からの意見照会を契機として本人を支えるチームが形成され、本人の権利擁護支援を図ることにつながるというケースもあれば、地域において本人を支える支援が見込めず、意見照会に係る有意な情報も市町村において保有していないというケースも考えられますので、後者の場合につきましては、その旨だけを家庭裁判所に回答すれば足り、新たな調査の実施等までは要しない取扱いとするということを想定しております。

これについては、福祉部会においても、自治体を代表する委員から、制度化に当たっては照会の基準等を明確なものにするとともに、地方公共団体に過度な負担が生じてしまうことがないようにすべきというような意見もあったところでございます。

なお、中核機関における家庭裁判所との具体的な連携の取組につきましては、18ページの資料に記載のとおり、令和6年3月に事例集を発行しておりまして、個々の連携の事例についてお示しをし、周知啓発に努めているところでございます。

それから、19ページは今年度の調査研究事業ですが、先般の社会福祉法の改正で新たに制度化をされた地域権利擁護相談支援センターの運営マニュアルの策定に向けた調査研究事業について、今年度実施することとしております。

20ページはここまでの内容を踏まえた現状の整理と、新しい成年後見制度の運用を考える際に考える必要があると思われる点について記載しております。

上の「現状・課題」の部分が今ほど申し上げたような点ですけれども、下の「論点」といたしまして、現在の市町村・中核機関と家庭裁判所との連携の状況や、成年後見制度の見直しの内容を踏まえつつ、今後新たに連携が必要となることが想定される場面や、その際に必要と考えられる連携の在り方について、どのように考えるかということで記載をしております。この点について、幅広い観点から御指摘をいただければと考えております。

なお、下のところに※書きで記載しておりますけれども、今回の議論については、主に民法等改正法の施行に伴う制度利用の終了の場面を想定しているということです。権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける具体的な連携の在り方については、今後、ワーキング2においても議論を行うことを想定して書いているものです。もちろんこの辺りの議論がそこまできれいに分かれるものではありませんので、一応本日の議論の射程としてそういう整理としているということでして、幅広く御意見をいただければ幸いです。

厚生労働省からは以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

続いて最高裁判所、よろしくお願いします。

○遠藤第二課長 最高裁判所家庭局でございます。

お手元の資料として、資料2-2と打たれております資料に基づきまして御説明をさしあげたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、スライド1ページに項目を掲げております。これらの項目について、ポイントを絞って御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、スライドの2ページを御覧ください。

まずは裁判所における第二期基本計画及びその中間検証を踏まえた現在の取組状況ということになります。

最初に、適切な後見人等の選任・交代に向けた取組でございますが、こちらのスライドに記載のとおりでございます。こちらについては詳細な説明は割愛させていただきます。

それでは、次のスライドを御覧ください。3ページ目になります。

後見人等に対する苦情等への適切な対応につきましては、こちらのスライドにございますとおり、後見人等に関する情報提供を受ける際の工夫などにつきまして、裁判所内部の研究会等において意見交換がなされてまいりました。

また、下段の地域連携ネットワークづくりにつきましては、各家庭裁判所におきまして、受任者調整会議の見学などを通じた選任イメージの共有をはじめとする様々な取組が行われているところでございます。

それでは、次のスライドに移ります。4ページ目になります。

適切な身上保護事務の監督や報酬算定、また、報酬実績の公表につきまして御説明をいたします。

適切な身上保護事務の監督の在り方につきましては、裁判所内部の研究会などにおいて検討が重ねられてまいりまして、その結果は昨年4月から運用が開始されました後見等事

務報告書の統一書式の中に、身上保護事務や本人の意思確認に関する項目を新設するといった形で反映をされております。現在はそれを踏まえて身上保護事務に係る適切な報酬算定の在り方に関する自律的な検討が裁判所内部で継続されているものと承知をしております。

また、中間検証報告書の中では、最高裁判所において報酬付与額の平均等の過去の実績を公表することについても言及をいただいておりますが、こちらについては、このスライド下段のとおり、本年3月、公表をさせていただきます。

続いてスライド5ページを御覧ください。

裁判所における不正防止に関する取組及び担い手の確保・育成の推進に向けた取組でございますが、それぞれこちらのスライド記載のとおりとなっております。

一番下の今後のところですが、今後も各家庭裁判所においては、司法機関として必要な役割を果たす観点から取組を継続するとともに、今般の改正法の趣旨も踏まえまして、相互理解の観点から、福祉・行政等の関係機関との連携に努めていくべきものと考えております。

続いてスライドの6ページを御覧ください。

6ページの1についてです。今般の改正法の施行に向けて、各家庭裁判所において、改正法の趣旨にかなった適切かつ合理的な審理運営が行われることは非常に重要でございます。こうした運用を実現するためにも、研修その他の取組が必要となるものと認識しております。

この点につきましては、まずは大規模庁における集中的・先行的な検討を経まして、それを全国規模の協議会や研修に順次発展をさせていくことを予定しているところでございます。また、その過程においては、必要に応じて関係機関の皆様との間での協議も随時行っていくことになるものと考えております。

下段を御覧ください。制度利用終了等の場面における資料収集の方策等についてというところでございます。

改正法下におきましても、成年後見制度の運用・監督の在り方は各裁判官の判断事項であるということには変わりはありません。したがって、改正法が成立して間もない現時点で、改正後の補助の制度の開始・終了の在り方などについて確たることを申し上げることが難しいということは御理解をいただきたいと思います。

その上で、市町村等との連携という意味において一つの例を申し上げますと、今般の改正法により新設されました、いわゆる市町村長等への意見照会、こういったものがどのように活用されていくのかといった点は、改正法下における運用を検討する上で重要な論点の一つであると理解をしておりますが、この点につきましては、まずは補助人から提示されたものを含む一切の資料を検討し、その上で、必要に応じて市町村長に対してその判断に必要な福祉的支援に関する事情を照会することなどが典型的に想定される場所かと現時点では考えております。

また、本人情報シートに関してでございますが、先ほども御説明がありましたが、現在、御本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供するための資料として広く活用されているところでございますが、その改訂の可否などにつきましては、先ほども申し上げたとおり、今後、改正法下における適切かつ合理的な情報の収集・取得に関する方策についての運用の検討が進められる中で、最高裁判所において、その運用の在り方に見合った形でその改訂の可否等を検討していくことになるものと考えております。

最高裁判所からの報告は以上ということになります。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、もし御意見、御質問があればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

上山委員、お願いします。

○上山委員

厚生労働省に関して1点要望と、それから最高裁判所に対して1点お尋ねを、したいと思います。

まず、厚生労働省に対してということになりますが、専門家会議でも発言いたしましたように、意思決定支援に基づく簡易な金銭管理の仕組みを地域福祉の中で整備していくことは重要な課題だと思います。恐らくはワーキング・グループ2のほうで丁寧に議論されるだろうと考えておりますが、ぜひ御検討をお願いできればと思います。

その上で、現在の日常生活自立支援事業の運用の在り方について、法改正後を見据えた運用を検討していただく必要があるだろうと考えています。大分数は少なくなっていると思うのですが、現在でも成年後見人による日自の契約の代理締結を原則的には認めていないという地域、あるいは御本人が施設に入所されている場合には日自を原則的に利用できないとしている地域がまだ残っているように聞いております。

新しい補助制度が施行された後は、補助人の最後の仕事として新たな第二種社会福祉事業を契約するなどして、補助終了後の金銭管理等の支援体制を整えた上で補助を終了させるというケースも当然想定されるかと思います。

したがって、現行の日自の運用に関しても、原則的にはそうした運用を見据えた形で動かせるように想定しておくことが必要だろうと思います。施設入所者に対して日自の利用ができないというのも、新しい補助を終わらせることができない要因になり得るかと思いますが、この点については改めて厚生労働省のほうで確認して、改正後の運用の在り方を見据えた現行制度の適切な運用を御検討いただければと思います。

もう一つは、最高裁判所に対して、地域連携ネットワークの協議会の参加の在り方についてお尋ねしたいと思います。現在のところ、傍聴、見学、オブザーバーという形になっているようなのですが、恐らく個別の事案について議題になる会議に裁判所が参加することができないというのは当然のことかなと思うのですが、地域の連携体制の構築といったマクロな視点での協議の場面でも、傍聴あるいは見学という、言ってみればやや消

極的な関わり方にとどまっている、あるいはとどまらざるを得ない理由というものがあれば教えていただきたいと思います。

個人的には、行政、自治体と裁判所のより緊密な連携ということを考えると、むしろ協議会に関しては、単純に構成員として参加する形でよいような気もするのですが、その辺りは当然お考えがあらうかと思いますので、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○新井主査 最初が厚生労働省、その次が最高裁判所ということでお願いいたします。

○占部成年後見制度利用促進室長 厚生労働省です。

日常的な金銭管理と関係して、日常生活自立支援事業の運用の状況あるいは今後の新しい第二種社会福祉事業との関係でどう考えるかという観点での御指摘だったかと思います。

まず、新しい第二種社会福祉事業、社会福祉法の改正の中に盛り込んだものになりますけれども、施行に向けて今年度と来年度の研究事業の中で事業の運用の在り方について整理をしていきたいと考えています。

内容としては、第二種社会福祉事業全般に関するガイドライン、これは社会保障審議会福祉部会の中でも、基本的に第二種事業は届出の事業になりますので、事業者に対して求めるべき内容についてはガイドラインという形でお示しをするべきではないかということで、この内容についてしっかりと議論していくということです。もう一つは、今の日常生活自立支援事業は、基本的に社会福祉法上の福祉サービス利用援助事業を社会福祉協議会が行う場合に日常生活自立支援事業という言い方をしていますので、社会福祉協議会が実施する新しい第二種社会福祉事業の実施マニュアルに係ることについても研究事業で整理をしていきたいと考えております。

そういう意味で申しますと、現状の日常生活自立支援事業、最終的には新しい第二種社会福祉事業の中で予算上の名称としてどういう名称になるかはまたこれからの話ですけれども、事業として整理されていくということになりますので、今の御指摘の点も含めて、それはまず前提として、現在の日自事業の運用に照らしてどういう形でそれを新しい事業の中で整理をしていくのかという話になるかと思いますので、その点も含めて今後整理をしてまいりたいと考えております。

○新井主査 その次は最高裁判所ですけれども、答えられる範囲で結構です。

○遠藤第二課長 ありがとうございます。

最高裁判所でございます。御質問をいただきましてありがとうございます。

御質問のお答えとしては、まさに司法機関の立場としての限界がどこかというところなのだろうと理解をしているところでございまして、現状、そういった会議に見学、傍聴あるいはオブザーバーとしての参加ということにとどめております理由といたしましては、基本的には司法機関の役割は個別紛争をどうやって解決していくかといったところにあると理解をしているところでございますが、それを前提といたしますと、行政機関における意思決定に何らかの形で参画をすることになりますと、最初に申し上げたような司法機関

としての役割を超える部分があるのではないかとこのところもございますので、そういった点も考慮して、慎重な対応をさせていただいているというのが現状であると我々としては理解をしているところでございます。

以上です。

○新井主査 上山委員、よろしいですか。

○上山委員 お答えづらい内容についてご回答いただいて、ありがとうございました。

今お答えいただいたことは十分な理由のあることだと受け止めておりますけれども、地域連携ネットワークにおける裁判所のプレゼンスを増す方向で、何とか工夫ができないのかなと感じておりますので、無理のない範囲で御検討いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○新井主査 どうぞ。

○遠藤第二課長 御指摘をありがとうございます。

まさに委員御指摘のとおり、様々工夫してまいりたいと考えているところでございますが、例えば一つの例ということで申し上げますと、家庭裁判所では家事関係機関との連絡協議会といったような形で、例えば後見の運用というものをテーマといたしまして、地域の中核機関等との間で協議会などの場を設けております。そういった場におきまして、その地域の実情を踏まえた成年後見制度の運用の在り方などについて意見交換などをさせていただいていると承知しておりまして、こういった営みを見直し後の制度も踏まえて引き続き適切に行っていくことが重要であると考えているところでございます。

以上です。

○新井主査 上山委員、よろしいですね。

○上山委員 どうもありがとうございました。

そうしたら議題3に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

今、挙手されていますね。住田委員、お願いします。

○住田委員 ありがとうございます。

私からは、まず本人情報シートについて、市町村や都道府県での研修というのが、県では19%で、市町村だともっと低い割合になっています。本人情報シートの在り方も今後見直されるということですが、本人情報シートが医師の診断書や裁判所における補助資料というときに、書く側の相談支援者がどうしても介護保険の認定調査あるいは障害の支援区分調査と同じように、介護に係る手間等の課題に目を向けがちになって、本人情報シートが課題中心だったり、できないことがたくさん網羅されているというようなものをよく見かけます。

そのため、今後、本人情報シートの在り方について、目の前にある法的な課題をしっかりと書いていくということも大事ですが、どのような支援があったら終了を見据えたことが可能になるのか、本人の思いをどのように補助制度によって実現していくことができるのかを重点においたシートに改訂していきたいということがあります。また、その趣旨を伝

えるための研修では、都道府県や市町村において本人情報シートを書く側が理解した上で、通常の介護保険や障害区分とは違うシートなのだというのをしっかり認識しながら新しいものに取り組んでいただきたいと思います。

2点目が、併せて今後診断書も改訂されると思いますが、補助制度に一元化する中で、医師の診断書の中に、これまでと同様に、本人の判断能力の程度について欠く状況、不十分など、程度のチェック欄があるとするならば、そこに申立てをする側が引っ張られがちになる。本人の判断能力は欠く状況にある方だからこれ以上説明しても難しいよねというようなことで、今の後見類型のように多くの代理権や取消権をつけないように、しっかりと申立ての在り方、必要性について関係者が理解していくということが大事だと思います。特に申立書類を作成する市町村、書類作成に当たる弁護士、司法書士の方々がそれらの代理権や取消権の範囲について、吟味していただきたいということがあります。

そのときに今の類型のように本人の判断能力の程度が申立てする側に心理的なバイアスをかけるのではという危惧があり心配な点があるということです。

もう一つ、家庭裁判所との連携ですが、今後の終了だけではなく、選任・交代については、現在も連携していただいています。今後、特に選任において中核機関による候補者調整の中で、御本人と事前面談等も行いながら、チームで検討して適切な候補者調整を行っています。しかし、裁判所では適切ではないと考えられたときに、なぜ裁判所としてはそのように考えるのかという双方向の連携というものが大変重要かと思います。以前、地域の中で候補者調整をして申立てをしましたが、全く違う候補者が選任されたということがありました。それについて理由を尋ねたときに、「裁判官の判断です」と言われましたが、判断する前に連携が必要ではないかと思います。これは終了についても同じかと思いますので双方向の連携をお願いしたいと思います。

以上です。

○遠藤第二課長 様々御指摘、御提案をいただきましてありがとうございます。

大きく本人情報シートの問題、診断書の問題、あと最後、連携の問題ということで問題提起をいただいたかと思います。

本人情報シートの関係でございますが、基本的な見直しの要否を含めた検討の方向性については、もう既に御説明を申し上げたとおりでございますが、その上で、今、住田委員から御指摘いただいたとおり、そもそも本人情報シートを作成する趣旨、どういう場面で活用されるべきものなのかということをきちんと整理していくということが重要であるというのはおっしゃるとおりだと思っております。

私どもも、基本的には医師の診断の補助資料という位置づけで本人情報シートについては手引きなども作成をして皆様に活用いただいているところであり、ただ、本人情報シートというものがほかの場面でも活用できるのではないかとということで、実態として様々活用されている局面があるということではないかと理解をしておりますが、見直し後の制度

の運用を考えていく上では、まさに開始あるいは終了の場面それぞれにおいて、どういった情報を家庭裁判所が判断をするに当たって得ることが必要なのか、あるいは前提としての医師の判断において必要なのか、そういったことを整理していく中で、本人情報シートの在り方についても整理をしていくことが望ましいという御提言であると理解をいたしましたので、そういった御議論も還元をしていきながら、各家庭裁判所の議論を後押ししてまいりたいと考えております。

また、診断書につきましては、裁判所において御本人の事理弁識能力を検討すべき重要な基礎資料となるということは間違いのないところでございます。その上で、今、住田委員から様々御指摘をいただいたところもございますので、今後、診断書の在り方については、改正法の趣旨も踏まえて、使い勝手のいい、また、そういった意味での御懸念のないような形の診断書の在り方を今後検討してまいりたいと考えております。

最後、特に選任の局面等における連携の在り方ということになります。前提として個別事案そのものについての選任、これも一つの裁判でございますので、裁判の理由そのものについてどこまで共有できるかというところについてはなかなか限界もあるという部分は御理解をいただければと思っておりますが、他方で、基本的な選任イメージの共有でありますとか、いわゆる受任調整を経た申立てがある場合には、そういった受任調整を経ているということを十分考慮した上でこれを選任することが重要であるといった考え方は家庭裁判所内部でも共有が図られてきているところでございますし、こういった考え方は見直し後の制度を運用していくに当たっても非常に重要であると考えております。

その意味において、ただいま申し上げたような選任イメージの共有を含め、司法機関としての立場で可能な連携の在り方というものは考えていきたいと思っておりますので、また引き続き様々御相談をさせていただきながら、新たなそういった連携の在り方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

差し当たり以上です。

○新井主査 今の点に関してですか。

○中野委員 本人情報シートに関してということで、よろしいでしょうか。

○新井主査 お願いします。

○中野委員 本人情報シートについて活用が必要であるということは非常に私も思うところなのですが、実際、後見人として選任されて、今後必要性がなくなれば終了するということですので、少し期間が短くなるということはあるものの、ただ、後見人として実際に業務を行っている中で、本人の状態とか生活環境が変化していく場合も少なくありませんので、今後、本人情報シートを活用するということに関しては、申立て時に作成した本人情報シートから状態変化している場合ということに対しても何か捕捉できるような形の仕組みがあれば非常に情報が得られやすいのかなと思いましたので、その点について後見人として感じたことを申し上げました。

以上です。

○遠藤第二課長 最高裁判所でございます。

御提言をいただきましてありがとうございます。

恐らく今の点も、補助の終了に当たって、裁判所においてどのような情報を必要とするかということに結びついていくのかなと思っておりまして、そういった意味では、御本人の法的な課題、それを踏まえた権限付与、どういった権限が付与されているのか、そういったことによっても、そういった情報をどの範囲で必要としていくのかということのも変わってくるかと思います。

もっとも、中野委員から今、御指摘いただいたような情報が必要になるような局面もあるかとも思っておりますので、この点も含め、まずは補助の選任・終了を含めた運用の在り方を検討していく中で、最高裁判所としても適切な本人情報シートの在り方について検討してまいりたいと考えているところです。

○新井主査 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

青木委員、挙手されていますね。お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

このテーマにつきまして、厚生労働省側の議論設定とはややずれますけれども、そもそも適切に終了ができるための体制づくりという観点で言いますと、先ほど開始のところでも申し上げましたけれども、開始して以降も必要性に関する定期的なモニタリングの体制をどうするかということと、そのモニタリングの結果として終了したほうがいいとなった場合に、適切にそのモニタリングの結果が裁判所に届けられて、的確な終了に関する判断ができる体制をどうつくるかということがまずは重要だと思ひまして、そこにおける福祉関係機関の役割とかルールというものをどうつくっていくかということだと思っています。

具体的には、例えば今、介護保険でもケアプランの定期的な見直しや、障害福祉サービスでは個別支援計画を定期的に見直すということをやっているわけですがけれども、同じように後見についても、1年に1回の定期報告をする際には、必要性に関する報告も出させるということになるのであれば、それを踏まえて、少なくとも年に1回は定期的なモニタリングを補助人単独でやるのではなくて、チーム支援をしている皆さんと共にしていくというようなことが、義務までは行かなくても一つのスタンダードの在り方として定着するような仕組みづくりとか、ツールづくりとか、定期報告書の工夫とか、いろいろなことが想定されるのではないかと思います。

そういったことが市町村長申立て事案だけではなくて、親族申立て事案、本人申立て事案でも定着することによって、的確に必要性に関するモニタリングにつながっていくし、裁判所の判断もできていくことになるのではないかと思います。

その際に、裁判所側が作る本人情報シートの的なシートだけではなくて、福祉関係機関側

で使えるようなツールを改めて別に開発することも含めて、任意の資料になるとは思いますが、それも含めて福祉機関側での検討ということもあっていいのではないかと考えているところです。

なお、例えば意見が分かれる場合とか、的確なモニタリングがされないような場合に、裁判所の観点からして、市町村や地域権利擁護相談支援センターへのリファレンスをするという道が重要になってきていて、その場合、どういう具体的な項目でどういうリファレンスをする、リファレンスを受けた市町村や地域権利擁護相談支援センターが対応できるかということを含めた検討をさらに進める必要があるのではないかと考えているところです。

加えまして、終了の段階において、各地域において、成年後見を終わらせても支援ができるような代替的な手段があるとか、資源があるとかいったことの地域ごとの支援というのはそれぞれに発達をしていくと思いますが、そのことが裁判所に的確に理解できるような情報の共有化も必要ではないかと考えています。

今は利用支援事業がそれぞれの市町村でどのような要件で使えるかについて、裁判所が最新情報を的確に把握する手段というのは必ずしもないような状況ですが、もちろんそれ自体は改善していただく必要がありますが、同じように各地域で新しい第二種社会福祉事業がどのように使われているとか、金融機関の様々な商品がどうかとか、いろいろな終わるに当たっての活用できる資源がどのような状況にあるかということは、常に共有化できるような情報の共有のインフラみたいなものが必要になるのではないかと考えているところです。

それから、もし裁判所から福祉関係機関、市町村にリファレンスをかけた後、何らかの報告書が上がってきたとして、その報告書が裁判所の中でどのように扱われ、それが例えば終了したいと思っている人とか終了すべきではないと言っている関係者にどのように共有され、本人や補助人にどのように共有されるかというような審理の中における情報の扱われ方についても適切なルール化なりプロセス化というものを具体的に検討する必要があるのではないかと考えています。

そういったことを裁判所の内部だけで検討するのではなくて、実際に連携する先の市町村等と具体的なプロセスも含めて検討する取組をぜひお願いしたいと考えているところです。

以上になります。

○新井主査　ありがとうございました。

特によろしいですね。

そうしたら先に進みまして、最後の議題3になります。「任意後見制度の利用促進」については、まず法務省、そして厚生労働省から説明いただいた後、議論をしたいと思います。

法務省、よろしくお願いします。

○古谷参事官 任意後見制度の利用促進に関して、まず法務省民事局のほうから御説明させていただきます。

資料としては、お手元の右上で3-1と書いてある資料になります。

おめくりいただいて2ページ目に目次がありますが、民事局第一課、古谷のほうから1と2について御説明させていただきます。

資料の3ページでございます。

1、任意後見制度の利用促進に関する取組とありまして、こちらは第二期成年後見制度利用促進基本計画、また中間検証を踏まえた取組となっております。

最初のマルにございますが、1つ目はリーフレットの作成・配布でございます。任意後見制度に関するリーフレットを作成し、弁護士会や税理士会などの専門職団体や市区町村などに幅広く配布してまいりました。

2つ目はインターネット広告の実施になります。例えば検索サイトで認知症などと検索した利用者に対して、任意後見制度に関する広告を表示するなど、制度への関心を有する層に対して重点的に情報が届くような取組を行ってまいりました。

一番下になりますが、法務省所管の他制度と連携した周知広報ということで、具体的には遺言書保管制度と連携し、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会をはじめ、任意後見制度との連携が期待できる団体に対し、リーフレットの配布や当該団体の会員向けのホームページへの情報掲載などについて協力を依頼し、制度の周知について取り組んでまいりました。

以上がこれまでの周知広報に関する取組の概要になります。

続いて、おめくりいただいて資料4ページ、2、利用状況に関する意識調査について御説明させていただきます。

法務省では、令和3年度及び令和4年度にかけて、任意後見制度の利用状況に関する意識調査を実施いたしました。これらの資料は令和5年3月29日の第14回成年後見制度利用促進専門家会議における資料から主な部分を抜粋したのになります。

この調査は、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者及び受任者を対象として実施しまして、任意後見監督人の選任申立てをしていない理由や、任意後見制度を利用する上での不都合などについて、合計約18万人に対しての調査を実施したものでございます。

少し飛びますが、資料8ページを御覧ください。

簡単にこの利用状況に関する意識調査の結果について御紹介いたしますと、まず上のマルのほうですが、任意後見監督人の選任申立ての有無に関して、していない方の理由として、真ん中になりますが、本人の判断能力に問題がないという状況の方の理由が当然多かったという状況でございます。

その上で、下のほうのマルになりますが、本人の判断能力が低下した場合の任意後見監督人の選任申立ての意向ということで、任意後見監督人の選任申立てについて、消極的な

理由について確認したものになります。具体的な理由としては、任意後見監督人ではなく任意代理契約のままで支障を感じていないというものがございしますが、裁判所への申立て自体に負担があるというもの、また、任意後見監督人の監督を受けることに抵抗があるというもの、また、誰になるか分からないというもの、また、任意後見監督人の報酬支払いに抵抗があるというものなどが2割強について御回答があったという状況でございます。

続いて、同じく9ページに行きまして、下の赤枠部分のところになりますが、この調査結果から制度に対する理解の不十分さがうかがわれたため、継続的な周知広報の必要性が確認されるとともに、その後の制度見直しの検討についてもこの結果が活用されたということでございます。

私のほうからは以上になります。

○新井主査 引き続きお願いします。

○波多野参事官 波多野のほうから、10ページ以降について御説明をさせていただきます。

10ページにつきましては、任意後見契約に関して、公証人に対して実態調査をいたしましたので、その結果について掲載をしているものでございます。

10ページ以降、33ページまで結果を記載しておりますが、調査結果を抜粋して御説明いたしますと、例えばですが資料25ページを御覧いただければと思いますけれども、公証人の方が相談者から相談を受けたけれども、任意後見契約に至らなかったという経験があるかという質問に対して、一定の方が「ある」というお答えをされているということがございます。

その上で、もう一枚おめくりいただきまして26ページですが、任意後見契約に至らなかった理由としてどのようなものがあると思われるか、公証人としてどのように受け止めているかという質問に対しての御回答があったところでございますけれども、必要がないということが分かったという回答のほかにも、任意後見監督人の監督でありますとか選任手続の負担があるということがあるのではないかという回答も一定数あったところでございます。

少し進んでいただいて、29ページを御覧いただければと思いますけれども、任意後見制度について、利用者がどのような点について不便や不都合を感じていると思うかという設問に対する回答としては、任意後見監督人に報酬が支払われるということでありますこととか、任意後見監督人や家庭裁判所による監督について負担を感じていると思うという回答があったところでございまして、監督の負担を軽減する仕組みにすべきと感じているというような回答もあったところでございます。

それらを踏まえまして、34ページ以下を御覧いただければと思いますけれども、今回の民法等の改正法におきまして任意後見制度の改正もしているところでございますが、任意後見制度の利用が進んでいないという観点についてでございます。

任意後見制度については、利用が進んでいないという御指摘があるところでございますけれども、その要因としましては、先ほどのいろいろな調査の結果などを考えますと、制

度を利用する方にとって不便、不都合があるということがあるのだと思われまし、監督に対する負担があるということでありましとか、報酬の負担を感じているというところでありましとか、受任者を引き受ける者を探すことに負担を感じているなどという回答があったところかと思っております。

35ページを御覧いただければと思いますが、この専門家会議における御指摘としましては、任意後見契約を締結した後に、本人の判断能力が低下しているにもかかわらず、適切な時機に任意後見監督人の選任の申立てがされていないという御指摘があったところでございます。

また1枚お進みいただきまして36ページでございますが、この資料自体は前回の専門家会議で示したうちの任意後見制度の部分だけを抜き出したものでございまして、同じものでございますが、任意後見制度に関する改正について記載をしております。

代表的なものとして御説明いたしますと、1つ目一番上のポチ、四角囲みのところでございますが、現行法の下では任意後見監督人が必須とされていることにつきまして、先ほどのアンケート調査の結果のように、監督の負担が重いケースがあるという御指摘などがあったことを踏まえまして、改正法では、家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときには、任意後見監督人を選任せずに、家庭裁判所が直接監督することも可能にするという見直しがされたところでございます。

明らかに任意後見監督人の監督の必要がないと認められるときというのはどのような場合かという話でございまして、1枚お進みいただければと思いますが、37ページでございまして、例えば任意後見人が成年後見制度に精通した弁護士等の専門職であり、本人のために事務遂行をした実績もあつて、本人との直接取引が予定されるなどの関係性にない場合などが想定されているということが国会での質疑などにおいて説明をしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして38ページでございますが、現状・課題につきましては今御説明したとおり、民法等の改正法によりまして、任意後見制度については柔軟性・利便性を高める改正はされているところでございます。任意後見制度自体は、自己決定の尊重の理念に即して本人保護を図る重要な制度でございますので、適切に制度利用を促進する必要があるという課題がございますけれども、論点の設定としましては、改正後の任意後見制度の利用の促進をすることに向けて効果的な周知広報を行うことを含め、どのような対応が求められるかという設定をしているところでございます。

法務省からの説明は以上でございます。

○新井主査　ありがとうございました。

厚生労働省、お願いします。

○占部成年後見制度利用促進室長　それでは、厚生労働省から、資料3-2に沿って御説明をさせていただきます。

任意後見制度の利用促進につきまして、基本的には現在行っている任意後見制度の利用

促進に向けた周知啓発等の概況あるいは地域における具体的な取組例を中心にまとめつつ、最後に論点をお示ししております。

まず、第二期基本計画の中間検証報告書で、厚生労働省においては引き続き広く国民向けの任意後見制度に関する周知や同制度の理解促進のため、市町村・中間機関職員等向けの研修等を行うほか、任意後見制度の利用につながるような相談現場における対応等を検討する必要について指摘がなされております。

現状の取組ですが、2ページがまず厚生労働省における周知啓発あるいは理解促進、相談支援に関する取組の概要です。

任意後見については、基本的には成年後見制度の利用促進全体の取組の中で対応しておりまして、例えばポータルサイトに関係する情報ですとか広報媒体を掲載したり、全国セミナー等によって周知啓発を図ったり、あるいはK-ねっとによる相談対応等を行うなどしております。これらの具体的な取組が3ページから6ページに記載をしている内容ということになります。

7ページですけれども、こちらは任意後見制度についての国・都道府県・市町村における研修についてまとめたものです。

いずれも任意後見制度についてのみの研修ではありませんが、それぞれ市町村や中核機関の職員向けや地域住民、福祉・司法関係者、民間事業者向けなど対象者に応じて必要な研修を多層的に実施しているということでございます。

8ページから10ページにかけて、市町村における任意後見制度の周知広報の実施状況、それから11ページから15ページにかけて、都道府県における任意後見制度の周知広報の実施状況について、いずれも令和7年4月1日時点の取組状況調査結果を踏まえた内容をまとめて記載しております。

16ページ以降は、市町村における任意後見制度の利用促進の実践の事例を記載しております。

16ページが品川区の事例でございまして、身寄りのいない高齢者や障害者等が元気なうちから将来の不安に備えられるように、社会福祉協議会において、定期的な見守りと任意後見契約、それから公正証書遺言の作成支援を「あんしん3点セット」として事業を行っているものでございます。

18ページが横浜市の取組でして、中核機関である横浜市社協におきまして、任意後見に関する相談対応のつなぎ先ですとか、チーム支援の重要性等を盛り込んだマニュアルを作成するとともに、マニュアルの解説動画を作成し、一次相談支援機関等の関係機関に周知するなどをしており、これらによって任意後見制度が相談者の選択肢の一つとなるように取り組んでいるというものでございます。

最後、19ページがこれまでの内容について現状・課題ということでまとめたものと、議論に当たっての論点としてお示しをしているものでございます。

これまで見ましたとおり、第二期基本計画を踏まえまして、関係機関において制度の周

知等を中心に取り組んでいるところですが、今回の民法等の一部改正によりまして、任意後見制度については、家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人の選任を不要とする。あるいは、補助の制度を開始しても任意後見制度の存続を許容するなど、任意後見制度の使い勝手の向上に資する見直しが行われていると認識をしております。

こうした中で、任意後見制度の活用の位置づけにつきましては改めて整理を行った上で、周知広報ですとか利用促進の取組を行うということが必要と考えられることを記載しております。

その上で、論点といたしましては、任意後見制度について、今般の制度改正の内容も踏まえつつ、効果的な周知広報や利用促進のためにどのような取組が必要と考えられるかということで記載をさせていただいております。

説明としては以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

そうしたら御意見なり質問なり。

お願いします。

○中野委員 成年後見センター・リーガルサポートの中野です。

私からは、任意後見制度の利用促進に向けた周知広報と、それから任意後見監督の在り方と運用についてということで意見を述べたいと思います。

まず、任意後見制度の周知広報及び利用促進に向けた取組についてです。任意後見制度の利用促進については、単に制度の仕組みを説明するだけではなく、制度を利用した場合に具体的なイメージを持っていただけるような広報が不可欠であると考えております。例えば身寄りに頼れない方ですとか子どものいない御夫婦、あるいは障害のある子どもを持つ親が御自身の万一に備えるケースなどが典型的な利用場面だと思います。

先ほど久保委員のほうからサポートファイルというような言葉が出たのですが、例えば私自身の経験として、障害をお持ちの子どもさんがおられて、まだ自分が元気なうちは大丈夫なのだけでも、自分の判断能力の低下に備えておきたいというときに、親御さんと任意後見契約をするというようなことがございます。そうすると親御さんとの任意後見契約ではあるのですが、親御さんへの定期的な見守りを通じて子どもさんのことなどをいろいろ聞くことができますので、子どもさんに必要性が生じた場合に法定後見につながりやすくなるということを実感しており、そういった形の任意後見の活用ということが具体的にあるのではないかと思います。

また、最近では、信頼できる親族や知人との契約に関する相談ということも実際受けることも増えておりますし、そういった具体的なニーズに応じた事例を紹介していくということも有効なのではないでしょうか。

また、本人・受任者の双方が、契約締結後から発効、支援開始までの流れをイメージしにくいということが利用のハードルになっているようにも感じます。受任者の立場となる

司法書士からも契約してからどういうふうな形で進んでいくのかというのが分かりにくいなという声がありまして、その点は、私たちもイメージできるように研修等をしていきたいと思っております。また、先ほど法務省において、既に実施されている意識調査とか公証人への実態調査というものがございましたけれども、今後は契約が発効した事例について、例えば任意後見監督人選任の申立てに至った具体的な契機ですとか、その際の本人の判断能力の状況などの実態を調査して、把握・分析することも検討していただけたらと思っております。

こういった情報が蓄積・共有されることで、判断能力の低下時にどのように任意後見が発効し、本人支援が開始されるのかということが具体的にイメージできるということが可能なのではないかと思います。

また、特に第三者が任意後見人となる場合には、契約締結後から発効までの間に、定期的な面談を通じて本人の状況を確認する見守り契約というものを締結することが一般的なのですけれども、こちらについても先駆的な取組を行っている専門職や法人の実践事例を紹介し、広く共有していくことが具体的な制度利用のイメージを持つことにつながるのではないかと思います。

次に、任意後見の在り方についてということなのですが、私たち司法書士は任意後見人として監督を受ける立場、また任意後見監督人として監督する立場の双方を担っているということになります。任意後見人の立場から申し上げますと、第三者による監督は、業務の適正を担保する面で有益であると考えられるのですが、監督人ごとに指導や指示の内容が異なっていたりして、それが過度な事務負担になっているということを感じる場面もございます。

また、監督人報酬については、もちろん必要な費用ではあるのですが、意識調査に示されているように、本人にとって経済的な負担になっているなということを感じることは否定できません。

一方、任意後見監督人の立場から見ますと、親族との信頼関係に基づく契約であったとしても、受任者の制度利用の理解が十分でない場合ですとか、後見業務の遂行に一定の支援が必要になる場合があって、そのようなケースでは、監督人が実質的な業務支援を担っているというような実情もございます。

もう一つ、社会福祉協議会が任意後見受任者になる事例というものもございますけれども、現行法上はやはり任意後見監督人の選任が必要ということにはなるのですが、例えば新たな制度の下において、利用者の収入とか資産状況によっては、監督人の選任を例えば不要とするという仕組みが仮に可能であるとするならば、身寄りのいない高齢者等への支援において、社会福祉協議会が任意後見契約と死後事務契約を一体的に受任しやすくなりますし、制度利用の促進にもつながるといったことも検討することができるのではないかと思います。

また、資産が十分ではない方にも任意後見制度を利用していただけるよう、任意後見監

督人が選任される場合についても、成年後見制度利用支援事業の対象とすること、これを実施されている自治体はほとんどないと認識しておりますので、対象とすることも検討していただきたいなと思っております。

改正法では、任意後見監督人選任に当たっての本人意思の尊重ですとか、明らかに監督人による監督の必要がない場合に家庭裁判所が直接監督を行う仕組みが設けられました。今後は、この改正趣旨を踏まえ、受任者の属性、委任契約の内容、本人の資産状況などを総合的に考慮して、監督人選任の必要性や監督体制について、より柔軟な運用が図られるということを期待したいと考えております。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

青木委員、お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

まず、任意後見制度の利用の促進の面で申し上げますと、確かに研修とかイベントでの企画とかはたくさん展開されていまして、人もたくさん集まってはいるのですがけれども、実際の具体的な利用に関する相談ということになると、なかなか地域包括支援センターも、中核機関の担当の相談員の皆さんも含めて、十分に相談体制になるということにはなっていないというのが現状だと思います。

それについて、どうしてそうなのかということを分析した上で、それをさらに相談能力、相談体制を深めていくということの位置づけや様々な手だてを取るというのが次のステップであって、周知広報のレベルは従来どおりやるのは前提として、次のステップに行かない限りは利用の促進にはつながらないと思います。

そういった意味で言いますと、法定後見制度だけではなくて、任意後見制度も同じように権利擁護相談の中身としてしっかりと受け止めて対応していく必要がある問題だということを各一次相談機関も含め、もちろん中核機関における相談も含め位置づけていくということが重要ではないかと思います。

また、身寄りのいない人の支援との関係でも、任意後見制度の利用というのは一つのツールとして重要ですがけれども、今般、身寄りのいない人の相談について、地域包括支援センター等において受け止めていくということになっていきますので、その観点からも具体的な利用につなげる相談にしっかりと対応するということが必要だと思います。

その点で一つ、相談をする皆さんからよくお聞きする難点として、法定後見制度以上に具体的な担い手を紹介しないといけない。担い手を知っている場合にはいいのだけれども、担い手として誰に頼んでいいかという心当たりがない人が特に身寄りのいない人などが多いわけですがけれども、その場合に、具体的に紹介するという手だてもないし、紹介していいのかという中立性の問題もあるというところの悩みがありまして、この辺りについて、担い手を適切に御本人さんが選んでいけるための公平な仕組みづくりというのもそろそろ

考えていかないと、抽象的な法論としては利用促進だと言いながら、具体的に結びつかないということにもなるのではないかと思います、これは全国一律の仕組みをつくるということにはならないとは思いますが、そこの検討も含めて必要ではないかなと。ここについては、専門職団体や各種任意後見に取り組んでいる団体との公平な運用に関する協力というのも不可欠ではないかなと思っていますところになります。

次に、いわゆる任意後見が発効しない問題につきまして、法改正で義務化をすることは見送られたこととの関係で、運用において具体的にどう達成していくかということが重要な施策になると思っています。その観点で言いますと、今日御紹介のありましたような定期的な法務省による任意後見受任者に登記で登録されている皆さんに対する注意喚起の方策というのは、もちろん予算が必要なことではありますが、定期的に行っていく必要があるし、効果的なのではないかと思います。

また、公正証書をつくる際の公証役場における注意喚起としても、例えば契約上は申立てを義務化するという文案について推奨していただくとか、あるいはもう少し念入りに必要なときには申立てをしなければいけませんということについての説示を必須のものとして行っていただくとか、公証役場においてできる範囲における申立ての促進に関する意識づけということの取組を、これも全公証役場で意識的行っていただくような方策が考えられてしかるべきではないかなと思っています。

加えまして、任意後見契約はしたけれども発効していない事案というのが、各市町村ないし地域権利擁護相談支援センターで把握ができていれば、福祉関係機関のほうからその世帯についての把握をしながら、必要な場合には申立てを促すというような取組もできると思いますが、今は誰が任意後見受任者であるかという情報は共有ができる仕組みにはなっていませんので、個人情報取り扱いに注意を払いつつ、全件になるかどうかはともかくとしても、中核機関と市町村において一定のケースを把握することができて、例えば事前の段階で連携を取りつつ、いざとなったときに制度利用につなげられるようなチーム支援の在り方みたいなことを構築していくという取組などをできるようになれば、より一層任意後見も法定後見も合わせて支援の効果的な取組につながるのではないかなとも思っています、そういったことについての仕組みの検討や研修での伝達も含めた取組が求められるのではないかなと思います。

いずれにしても、少しレベルを次の段階に上げていかないと任意後見の促進にはつながらないと思っていますので、ここについては具体化をぜひ図っていただきたいなと思っています。

以上です。

○新井主査　ありがとうございました。

ほかに何か御意見はありますか。

上山委員、お願いします。

○上山委員　ありがとうございました。

2点申し上げたいと思います。

何度か別の機会でも申し上げたかと思うのですが、任意後見が使われていない最大の理由というのは、利用者側から見たコスパの悪さであろうと考えています。要するに、利用するのにお金がかかることについて、極めて抵抗感が強いということだろうと私個人は受け止めています。だとすると、比較的安価に利用可能な任意後見受任者と、任意後見監督人を地域で整備するというのがまずは近道だろうと考えます。

中野委員から御発言がありました社協が担い手になるというのは一つ理想的ではあるのですが、他方において、新しい第二種社会福祉事業の対応も迫られている現在の市町村社協が果たして任意後見契約まで手が回るかという、現実的には非常に厳しいところのほうが多いのではないかと懸念をしております。

したがって、任意後見に限らず、地域の法人後見実施団体の育成支援の中に任意後見受任についての問題も入れ込んでいく形で検討を進めるということが差し当たりは現実的かなと感じています。これが第1点です。

次に、第2点なのですが、意見に先立って、法務省にまず単純な確認をさせていただきたいのですが、今回御提示いただいた6ページの利用状況に関する意識調査のほうなのですが、これは令和3年度、それから令和4年度に文書で調査を行ったということですが、これも宛先に届かなかった数が相当数に上っているのですが、逆に言うと、任意後見登記について、住所変更の変更登記がされていなかったのも文書が到達しなかったという理解でよろしいでしょうか。

○古谷参事官 法務省民事局でございます。

今の上山委員からの御質問の点で、宛先に届かなかった数として2年合計で5万1000通強なのですが、おっしゃるとおりで住所の宛先に届かなかったという件数でございます。

○上山委員 ありがとうございます。

数値を見てみると、10年を超えたもので言うと36%ぐらいが住所変更の登記がなされていない。契約締結から比較的近い3年半から10年というものでも2割強がそもそも住所変更されていないということで、変更登記に関わるコストの問題というのは確かに利用者側からするとあるのかなと思いますが、これを見るとつくってそのままになっている。つくった後、放置されているという実態があるのではないかと懸念されます。正確なデータは分かりませんが、恐らく任意後見契約全体の1割未満しか発効していない状態になっているということなので、そもそも契約の締結件数が少ないことに加えて、せっかく公正証書をつくってまで契約したのに、その後、死蔵されているということが非常にうかがわれる調査だなと感じました。青木委員からも御提言がありましたけれども、契約をして終わりとならないような方策を考えていく必要があるのだろうと思います。また、転居等に伴う変更登記は筋論からするとしたほうがよいのだろうと思いますので、その辺りも含めて何か考えていく必要があるのかなと感じました。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがですか。よろしいですか。

住田委員、お願いします。

○住田委員 今、上山委員や青木委員からお話がありましたように、地域の中では、これまで任意後見の利用促進に関しては周知啓発、それから具体的に任意後見についてもう少し詳しく知りたいという方については、法定後見の候補者調整と同じように専門職の先生を御紹介して、具体的に個別相談につなげていくというような取組を行ってきました。しかし、そこにアクセスできる方というのは、こちら側でもある程度報酬を支払える方ということで、誰でも任意後見を使えるわけではないという使い勝手の悪さがあります。

御本人側からすると、使ってみたいと思われる方は多いのですが、監督人を含めたダブルの報酬が必要であるということと、比較的若い方などは、将来を見越して報酬をいろいろ考えていくと、御自身の財産等に鑑みて、立ち止まってしまうということが多くあります。

厚生労働省の資料にも、任意後見制度について、知る、理解する、地域で相談・検討につなげるということまで示していますが、第三期基本計画に向けて、相談から検討、利用につなげるということまで目指していくのであれば、やはり担い手をどのように地域の中で整備していくのか。法定後見においても、専門職の先生方がもう手いっぱいではなかなか受けられないという状況にもなっている中で、任意後見制度は別枠で受けていただけるのかという問題もあります。また担い手については、身寄りのいない人の支援も含めて、先ほど上山委員がおっしゃったように、法人後見の中で担い手の拡充ということを考えていかないと、実質的な利用まではつながらないのではと感じています。

また、任意後見制度に、実際つながった例のモニタリングとしては、チームの構成員に任意後見人の役割を伝え、「チームの中で見守ってくださいね」ということをお伝えしておく、「御本人の判断能力が不十分になってきたけれども大丈夫だろうか」ということを中核機関に任意後見受任者ではない介護保険のスタッフなどから御相談いただきます。その後、受任者の先生に、連絡をして任意後見契約の発効についてのケース会議を行うこともあります。このような、つながった後のチーム体制も見据えながら、任意後見制度の第三期基本計画の中でどのように計画に位置づけていくのかについて検討していただきたいと思います。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

まだ発言されていない委員の方、特にもし何かあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。遠慮なく活発な発言を期待いたしますが、いかがですか。

野澤委員、お願いします。

○野澤委員 私、大幅に遅刻して入って流れがなかなかつかめなくて、またこれから所用

があつて抜けなければいけなくて、手短に感想というか意見を言わせていただくのですけれども、任意後見人のことを考えても、担い手をどうやって用意するのかということと、誰が担い手になるのかという、顔が見えない、なかなかお金を払ってまで受ける利用者が受けたがるのかという、その辺に尽きると思うのです。青木委員がおっしゃっておりましてけれども、先ほどの後見の終了に向けた後見に代わる代替的な支援があるのかどうなのかという、誰がどうやって受けていくのかという具体的なものが見えてこないというのは最大のネックになるなと思うのです。

これだけ人が足りなくなっていく中で、どうやってそれを整備して、お金もかかるでしょうし、人をどこで調達していくのかということも含めて、かなり抜本的に考えていかないといけないなと改めて感じました。どんどん身寄りのいない方とか判断能力の不十分な方でいろいろな被害に遭っている方も増えてきている中で、本当に緊急事態として国民的な大問題として取り組んでいかなければいけないなというのを改めて感じました。具体的に何か案があるわけではないのですけれども、大変勉強になりました。

ありがとうございます。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。ありましたら遠慮なくお願いいたします。

飯山委員、お願いします。

○飯山委員 ありがとうございます。日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構の飯山でございます。

お話を伺わせていただいて、私の理解がどこまでついていっているかというのは甚だ疑問なところなのですけれども、成年後見制度がここで法改正というところで大分変わっていくというところなのですが、自分も精神の障害当事者でございますので、制度を利用するに当たってというところ、自分が利用すると考えた場合に、使いやすさというのですか、この制度を使うと自分にとってこれだけメリットがあるとか、もちろんデメリットもあるのかもしれないので、その辺をできれば法律関係の方、弁護士とか司法書士の方とかという、実際話をするのもちょっと敷居が高いなという感じがするかなと思うので、ほかの委員の方々からお話があったと思うのですけれども、身近に相談できる人、専門職の方であれ、障害分野であると障害福祉サービス事業等を使っている御本人さんであれば、相談支援専門員の方とかがおられるかなと。あるいは高齢の分野だとケアマネジャーの方とかがおられるのかなと思うのですけれども、身近なふだんの自分のことを知っている人に、任意であれば、自分がこの先そういう状態になった場合とかという相談をする人が、ふだんと言うのですか、身近にいる人にまずは相談して、そのところからいろいろ専門の方、法律関係の方につないでいってもらいたい形があると当事者からすると安心できるかなという感じがするし、当事者の方でも、自分で調べてどんどん自分で弁護士さんとか司法書士さんとかいろいろなところで相談できる方はいいのですけれども、なかなかそういう人ばかりではないかなと思います。自分なんかも全然そういうのは苦手なほうだし、本

当にどこに話を聞きに行ったらいいのだろうか、聞いたらいいのだろうかみたいな。

もう一つ言える、もし身近に相談するところといたら、やはり行政なのかなという感じがします。行政の窓口というのは、地域において物すごく身近なところでもあるし、なかなか行政も大変かと思うのですけれども、やはり行政のところに行って何か御相談できる、あるいは話を聞いてもらえるみたいなものがあると、すごくこういう制度を利用してみようかなとか、あるいはこういう制度があるのだというのが広まっていくような気がするのです。

本当に感想レベルで申し訳ないのですけれども、以上になります。

○新井主査 ありがとうございます。

まだ少し時間がありますので、もし発言があれば遠慮なくお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 今日の議題、3つの論点に関することとは別なのですが、例えばこのワーキング・グループ1で取り扱うことになるのか、2なのかも含めて確認したいことが幾つかあります。

専門家会議の本会議でも申し上げましたけれども、法改正に伴う関連法規とか関連諸施策、特に福祉関係の様々な制度、年金、生活保護その他も含めと補助人の役割との整理みたいなところというのはどこで検討するのかというところの論点、それからそれに加えて、いわゆる転用問題として、精神保健福祉法の保護者の問題を星野委員が言っておられたけれども、予防接種とかいろいろあるわけですが、それに関する補助人の役割の整理みたいなことはどこで取り扱うことになるのかということに関する質問ないしは確認があります。

それから、後見事務登記の利用のしやすさという点については、第3回の各種手続における後見事務の円滑化で議論すればいいのか、あるいは別立てで後見事務登記に関する要望とか、円滑な利用の仕方みたいなものを挙げてもらったほうがいいのかという辺りのところも気になっているところになります。

それから、これも私が申し上げたことですが、司法との連携ということが大きな枠組みとして第二期基本計画にありましたけれども、それが十分には進捗していないと思いますが、これは2ワーキング2で話すことなのか、あるいはそうでないとするばどこで検討するのかという辺りのことも確認をしたいと思っていまして、大きく言うと今の3つの論点はどこでどう扱うことにするのかということをお伺いしたいと思っています。

○占部成年後見制度利用促進室長 厚生労働省でございます。

今の点につきましては、今、恐らく資料4を御覧いただいているかと思いますが、専門家会議の本体のほうでも、ワーキング・グループそれぞれについて、おおむねこんな内容でということでお示しをさせていただいています。

一応今お示ししているものは、第二期基本計画ですとか中間検証報告書の項目あるいは

今回の改正法を踏まえて、恐らくこういう論点があるのではないかとということで一旦事務的に並べてみたものです。もちろんそれ以外に、ここに含まれていないようなものも当然論点としてあろうかと思っております。それをどちらのワーキング・グループでというのは、厳密にこちらでということで今、考えているわけではございません。最終的にはワーキング・グループ1と2で上がったような論点について合流をさせて、本体会議のほうで御議論いただくということを念頭に置いておりますが、今、御指摘のあったような点も含めて、例えばこのワーキング・グループ1ならばワーキング・グループ1の中で、それぞれ議論しているようなものにひもづけて御議論、御指摘をいただきますれば、それも踏まえて、私どものほうで全体として整理をしながら、最終的には本体の会議のほうで議論できるようにしてまいりたいと考えております。

○新井主査 青木委員、よろしいですか。

○青木委員 趣旨は分かりましたが、発言する側としては、一体それは第2回で言えいいのか、第3回で言えいいのかということについてはあれなのですが、第3回のときに、その他の意見みたいなことで申し上げたらいいという感じですか。

○占部成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

そういう意味で申しますと、今回、一旦資料4でワーキング・グループ1で取り扱う論点ということでお示しをしていますが、この議論をしていく中で、例えば今書いているようなものに関連して、ここには直ちに含み難いようなものも恐らく出てくるのだろうと思っています。そういうものも含めて、第3回の中で少しまとめて御議論ができればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○新井主査 ほかはよろしいですか。

あと、私の個人的な感想かもしれませんが、これは上山先生あたりに特にお願いしたいのですが、成年後見に関する各国の制度のもっと学術的な研究、比較法的な研究があつてしかるべきではないかなという気がしているのです。ですから、もうちょっとこの分野の研究者を増やして、いろいろな角度からの学術的な研究があつたほうが制度のよりよい構築にもなるのではないかなと今日の議論を聞いていて思ったのですけれども、上山先生、何か所見はありますか。

○上山委員 私が特にどうこう言える問題ではありませんが、一般論として言えば、比較法的な研究は望ましいだろうとは個人的には思います。ただ、悩ましいのは、運用のレベルになってきますと、本体である成年後見制度に関する法律だけではなくて、関連する社会保障法等を含めて、各国相当なばらつきがある領域でもありますので、単純に外国の仕組みを持ってくれば足りるという話では多分ないのだろうと思います。仮にやるとすれば少し幅広い目線で検討をすることが必要になるのかなと感じます。もっとも、こうした検討が専門家会議の枠の中で行うべきであるかかどうかというのは、私のほうでは判断しかねる部分ですので、さらに御検討いただければと思います。

以上です。

○新井主査 このテリトリーから半分ぐらい外れたとしても、新しい研究の萌芽みたいなものがあって、それが最終的には成年後見の発展にも尽くすものになるのではないかなという気がしているのです。従来の議論を飛び越えるようなものがあってもいいのではないかなという気がちょっとしたのですけれども、それはまた機会があったら議論したいと思います。

ほかはいかがですか。これからに向けてでも結構ですし、あるいはこういうところをもうちょっとこういうふうにしてほしいということでもあればよろしいのですけれども。

私も一研究者としてはやってみたいことがたくさんあるのです。これ本当はどうなのだという、調べてみたいことはいろいろあるのですけれども、その辺りをどう体系的にやるかというのはなかなか難しいのですが、そんなことも私はこういう機会について教えていただいて、できれば何らかの形でまとめてみたいなと思っているのです。

それはそれとして、こちらの進め方として何かほかに御意見なり御希望などありますか。各省庁のほう、もしあったら率直に、この際、こんなふうにしてみたらどうかと何かありましたら遠慮なくおっしゃってください。

そちらのほうはいかがですか。大丈夫ですか。

そういうことで、まだ時間がありますが、よろしいですか。時間が早く終わったということは、私の司会の仕方がよかったのか悪かったのかということは分かりませんが、よろしいですか。

それでは、今日は参加いただいて、有意義な議論をいただいて、本当にどうもありがとうございました。今後ともひとつよろしくお願いします。

今日の会議はこれで終了といたします。ありがとうございました。

事務局から最後に事務連絡があるそうですので、よろしくお願いします。

○金久保成年後見制度利用促進室長補佐 事務局から事務連絡でございます。

次回、本ワーキング・グループの第2回は、7月21日火曜日の午後2時から開催を予定しております。会場は本日と異なりますAP赤坂グリーンクロスという会場になりますので、御留意いただければと思います。溜池山王駅が最寄り駅でございまして、駅直結となっております。

また、本日の議事録については、速記が起きてきた後に、委員の皆様それぞれに御確認をいただいた上でホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○新井主査 今日参加していただいた皆様、本当にどうもありがとうございました。